

第3期明日香村国民健康保険データヘルス計画及び第4期明日香村国民健康保険特定健康診査等実施計画策定業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

近年、特定健康診査及び後期高齢者に対する健康診査の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、市町村国保、国保組合及び後期高齢者医療広域連合が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」としている。データヘルス計画には健康・医療情報を活用し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すこととある。本村においてこれらの背景を踏まえ、被保険者の健康保持増進のため、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の評価・検証を行うと共に、令和6年度～11年度を計画期間とする第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 第404号

第3期明日香村国民健康保険データヘルス計画及び第4期明日香村国民健康保険特定健康診査等実施計画策定業務

(2) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月15日まで

(3) 業務内容

第3期明日香村国民健康保険データヘルス計画及び第4期明日香村国民健康保険特定健康診査等実施計画策定業務仕様書のとおり

(4) 予算額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）を上限とする。
支払いは、業務の完了を確認したうえで、一括して支払う。

3. 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でない。
- (4) 令和4年・5年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 同種・類似業務の受託実績を有すること。

4. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出すること。

5. 実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和5年4月24日(月)から令和5年5月15日(月)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

明日香村役場 住民課

【令和5年4月24日(月)から令和5年5月2日(火)まで】

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

【令和5年5月8日(月)から令和5年5月15日(月)まで】

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橋21番地

(3) 交付書類

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書(様式1)
- ④ 資格調書(様式2)
- ⑤ 質問票(様式3)
- ⑥ 提案書(様式4～様式6)

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ(<http://www.asukamura.jp>)からもダウンロードすること。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和5年4月24日(月)から令和5年5月15日(月)まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 住民課

【令和5年4月24日(月)から令和5年5月2日(火)まで】

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

【令和5年5月8日(月)から令和5年5月15日(月)まで】

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 提出書類

① 参加申込書(様式1)

② 資格調書(様式2)

※ 会社概要、国や地方公共団体等において、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の策定事業に関する業務の受託実績を詳細に記入すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和5年5月15日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行う。

7. 質疑及び回答

(1) 受付期間

令和5年5月17日(水)
(ただし、午前9時から午後5時まで)

(2) 質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のファックス番号あて送信すること。なお、電話、口頭での質問は受け付けない。

ファックス番号 0744-54-2440(明日香村役場 住民課あて)

(3) 回答

上記の受付日に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和5年5月24日(水)にファックスで回答する。

8. 提案書の提出

(1) 提出期間

令和5年5月25日（木）から令和5年6月2日（金）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 住民課
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 提出書類

① 提案書表紙（様式4）

② 業務実施体制及び実績（様式5）

- 1 業務の実施体制
- 2 同種・類似業務の受託実績

③ 提案書（様式6）

- 1 国・県の動向や各種統計データから現状を分析し、今後を見据えた計画策定の方針および内容を提案すること。
- 2 各施策・事業の目標設定を行うための考え方、その他、地域の特徴を考慮した、調査・分析手法を提案すること。
- 3 地域の問題や課題を把握・分析するための独自の工夫を提案すること。
- 4 本村の実情や特性を活かした内容について提案すること。

④ 見積書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出とする。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和5年6月2日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 提出部数

正本1部、副本10部を提出すること。

(6) その他

- ① 用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ② 提案書表紙（様式4）を1ページとし、各ページに通し番号を付けること。
- ③ 提案書表紙（様式4）には、代表者の押印をすること。
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

9 ヒアリング

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めためヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和5年6月下旬（詳細は別途通知する。）

(2) 留意事項

- ① 時間は1提案者あたり30分（提案者からの説明15分、質疑応答15分）程度とする。
- ② ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とする。
- ③ ヒアリングの参加者は3名以内とし、当該業務担当予定者の参加を必須とする。
- ④ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外する。

10 審査結果

別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。なお、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより契約候補者を特定する。

審査結果は、ヒアリング後、概ね7日以内に文書により提案者あて通知する。

11 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約者について11の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除する。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、11中、「契約候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

13 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- (5) 提出されたすべての書類は、明日香村情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となる。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合や見積額が予算額を超えている場合は失格とする。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。
- (8) 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が60点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがある。
- (9) その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとする。

14 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和5年4月24日(月)～令和5年5月15日(月)
参加申込書の提出	令和5年4月24日(月)～令和5年5月15日(月)
質問票の提出	令和5年5月17日(水)
回答日	令和5年5月24日(水)
提案書の提出	令和5年5月25日(木)～令和5年6月2日(金)

ヒアリング	令和5年6月下旬予定
審査結果の通知	令和5年6月下旬予定
契約の締結	令和5年6月下旬予定